

青少年の非行防止対策について

1 目的

青少年による非行事件は後を絶たず、また、凶悪・粗暴化、低年齢化の傾向が顕著となっているなど、憂慮すべき状況にある。そこで、県民への普及啓発活動をはじめ、民間団体や業界団体などと連携・協働することにより、非行防止に向けた対策を推進する。

2 必要性

非行防止対策については、広域的な課題に対処するため近隣自治体と共同で啓発事業に取り組むだけでなく、関係する業界団体と連携・協力し、より効果的な取組を推進していく必要がある。

また、本県における刑法犯で検挙された少年のうち再非行者の割合は平成10年に22.8%であったが、平成22年には33.2%となっている。

このため、非行を犯した少年が再度非行に走ることを防ぐよう、関係機関や民間団体と連携した非行少年等の立ち直りを支援する体制づくりが必要である。

3 効果

県民だけでなく、関係機関や業界団体、民間団体等を巻き込んで一体となって取り組むことにより、非行防止の推進について一層の気運を高めることができる。

4 事業内容

(1) 九都県市共同啓発事業 (703千円)

青少年を取り巻く様々な問題は県域を越えて共通化し、青少年の行動範囲も広域化していることから、本県と東京都、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の九都県市が共同で啓発事業を実施する。

- ア 九都県市首脳会議で合意された携帯電話推奨制度の普及・啓発の促進
- イ 九都県市青少年行政主管課長会議への参加
- ウ 九都県市共同ポスター等の作成・配布

(2) パトロールボランティア活動推進事業 (446千円)

地域ボランティアに対して非行防止パトロール活動の手引きを配布し、地域における非行防止に関する知識及び意識の向上を図るとともに、青少年相談員に対して「非行防止活動」に関する基礎的な研修等を実施し、主に非行防止強調月間及び子ども・若者育成支援強調月間に「地域での青少年非行防止パトロール」への参加を図る。

- ア 非行防止パトロール手引きの作成

- イ 研修会の実施
- ウ 非行防止パトロール活動
- エ 非行防止パトロール活動に対するボランティア保険の支援

(3) 青少年立ち直り支援事業 (2, 544千円)

- (3)－1 青少年立ち直り支援サイトの管理
定期的に青少年立ち直り支援サイトの更新を行う等、適切に管理運営を行う。
- (3)－2 非行立ち直り支援協議会関係
相談機関、支援機関及び協力機関と定期的に情報交換や相互理解を図るとともに、非行少年たちを支援するための協議・検討を行う。
- (3)－3 青少年立ち直り体験交流会
青少年立ち直り支援サイトを通じて立ち直った青少年やその保護者から体験談を公表してもらうことにより、多くの人にサイトの有効性をアピールするとともに非行で悩む保護者等に希望を与える。
- (3)－4 少年院などへの講師派遣事業
非行から立ち直った体験を持つ講師を少年刑務所などの更生施設に派遣し、自身の体験・経験を語ってもらうことにより将来の夢や希望を見いだす支援をする。
- (3)－5 (仮称)輝く未来に向けて～非行からの脱却～(新規)
非行問題に精通した著名人を招聘し、非行防止・立ち直りに関する県民の意識を高めるとともに、現在非行問題に直面している関係者に対して「学ぶ」機会を提供する。
- (3)－6 電話相談等
非行克服支援センターに対し相談業務を委託する。

(4) 非行防止に関する協力団体との連絡会議 (162千円)

青少年の非行防止に関する協力団体との連絡会議を開催し、情報交換や各団体での取組事例を紹介してもらうことなどにより、業界団体と一体となった非行防止対策を推進する。

5 予算額 3, 855千円